

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する支援	【R8補正・物価高騰対策】 甘楽町民限定かんらでお食事割引券	①町広報誌内にて町内飲食店等で500円割引となる割引券を印刷発行し、物価高騰にあえぐ生活者支援及び消費下支えを行うことによる飲食店への支援を図る。 ②割引額の全額を補填。(500円割引/枚) ③5000部(発行数)×500円割引券×2枚=5000千円 印刷製本(ポスター、チラシ) 116千円 ④全町民、町内飲食店	R8.6	R9.3
2	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	【R8補正・物価高騰対策】 甘楽町省エネルギー家電製品等購入費補助事業	①エネルギー価格の高騰が続く中で、省エネ家電への買換えを支援することで、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに温室効果ガスの排出削減及び脱炭素社会に対する町民意識の向上を図る。 ②対象の省エネ家電の買換えに係る費用(設置に係る費用、運搬費及び消費税を含む。)の3分の1を補助(エアコン、冷蔵庫、洗濯機:上限40千円、給湯器:上限50千円) ③洗濯機、冷蔵庫、エアコン40千円×35件 給湯器50千円×16件 ④自ら居住するための住宅であり当該住宅の所在地を住民基本台帳法の規定による住所としている住民であること、買換え機種はエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令による最新の目標年度省エネルギー基準達成率が100%以上であること(ただし、洗濯機についてはインバーター制御が搭載されたものであること)、町内の業者から購入したものであること、町税等を滞納していないこと	R8.6	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	【R8補正・物価高騰対策】 保育施設利用者給食費支援	①物価高が続く中、教育・保育施設に通所する児童を持つ子育て世帯に対して、給食費の経済的負担を軽減することで子育て世帯への支援を図る。 ②保育所等に通所する児童に係る給食費の補助 ③事業費14,645千円:保育所等に通所する児童226名分の給食費14,645千円。 ④教育・保育施設に通所する児童を持つ保護者(事業所)【教職員を除く】	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	【R8補正・物価高騰対策】 中学生学校給食費無償化事業	①物価高騰が続く中で、子育て世帯(義務教育課程)の家計負担を直接的に軽減し、すべての中学生が学校給食を通じた食育を受けられる環境を確保する。学校給食は調和のとれた生活習慣を身につける教育的役割があるため、無償化はその機会を等しく保障する施策と位置付けており、世帯間較差を生じさせず子育て世帯の家計負担を公平に軽減する。小学生に対しては給食費負担軽減交付金による支援が講じられており、本事業により中学生にも同様の無償化措置を行うことで、義務教育全体における切れ目のない支援と公平性を確保する。 ②無償化実施に伴い必要となる食材料費 ③総事業費(中学生279人×年額69千円)のうち、2,716千円を交付対象経費とする。C欄には一般財源16,535千円を記載。 ④町立中学校に在籍する生徒の保護者(教職員を除く)	R8.4	R9.3